

事業承継を図る中小企業の皆さんを応援します！

## 滋賀県制度融資のご案内 政策推進資金（事業承継枠）

事業承継を図る県内の中小企業の皆さんを応援するための融資制度を設けています。ぜひご活用ください。

資金使途 （※1）	中小企業者等が、円滑な事業承継を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図るに際して必要な資金
融資対象者 （※2）	安定的な経営権の確保により、県内において事業の継続を図る者で、次のいずれかに該当する者 ①事業用資産の取得等を行う後継者（個人事業者）で、事業承継後一定期間内で相続等により分散した事業用資産の取得を行おうとする者 ②事業の譲渡、株式の譲渡、合併等により事業を承継する事業者 ③株主等から自己株式および事業資産の取得等を行う法人 ④中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号）第12条第1項各号に基づく認定を受けた者 ⑤中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号）第12条第1項第1号イに基づく認定を受けた中小企業者の代表者 ⑥3年以内に事業承継を予定し、中小企業活性化協議会および事業承継・引継ぎ支援センターから事業承継計画の確認を受けた新規融資が必要な法人
融資限度額 （※3）	1億円
融資利率 （※4）	年1.20%
信用保証料 （※5）	必要に応じて保証協会の保証つき 融資対象者①～⑤の場合、保証料率 年0.45%～1.20% （ただし、融資対象者④のうち、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項第3号に基づく認定を受けたものにあつては、年1.00%、同項第1号ニに基づく認定を受け、かつ中小企業活性化協議会および事業承継・引継ぎ支援センターから事業承継計画の確認を受けた場合にあっては、年0.20%～0.45%） 融資対象者⑥の場合、保証料率 年0.20%～0.45%
融資期間 （※6）	融資対象者①～⑤の場合、10年以内（据置2年以内） 融資対象者⑥の場合、10年以内（据置1年以内）
担保・保証人 （※7）	必要となる場合あり（ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。）
受付機関	各商工会議所・各商工会・滋賀県産業支援プラザ・中小企業団体中央会 ただし、融資対象者④のうち、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項第1号ニに該当する場合および融資対象者⑥の場合は、既に与信取引のある取扱金融機関
取扱金融機関	滋賀銀行、関西みらい銀行、大垣共立銀行、京都銀行、福井銀行 滋賀中央信用金庫、長浜信用金庫、湖東信用金庫、京都信用金庫 京都中央信用金庫、滋賀県信用組合、滋賀県民信用組合、商工組合中央金庫 京滋信用組合、近畿産業信用組合、滋賀県信用農業協同組合連合会

- ※1 融資対象となる設備について、借入申込時に所要資金の30%以上の支払いがされていないこと。  
※2 農林水産業、金融・保険業、公務（公的機関）、学校法人、政治・経済、文化団体、宗教等、滋賀県信用保証協会の保証の対象外業種を除きます。  
※3 融資限度額内であれば、同一年度内の複数回の利用が可能です。  
※4 融資利率は、今後の金融情勢等により変更することがあります。  
※5 有担保の場合は0.1%の割引があります。  
※6 融資期間は1年以上となります。  
※7 申込者が法人の場合は、一定の要件を満たし、保証料を上乗せすることにより、経営者保証の非提供を選択できることがあります。このときの保証料負担率等は、「事業者選択型経営者保証非提供制度要綱」等を参照ください。

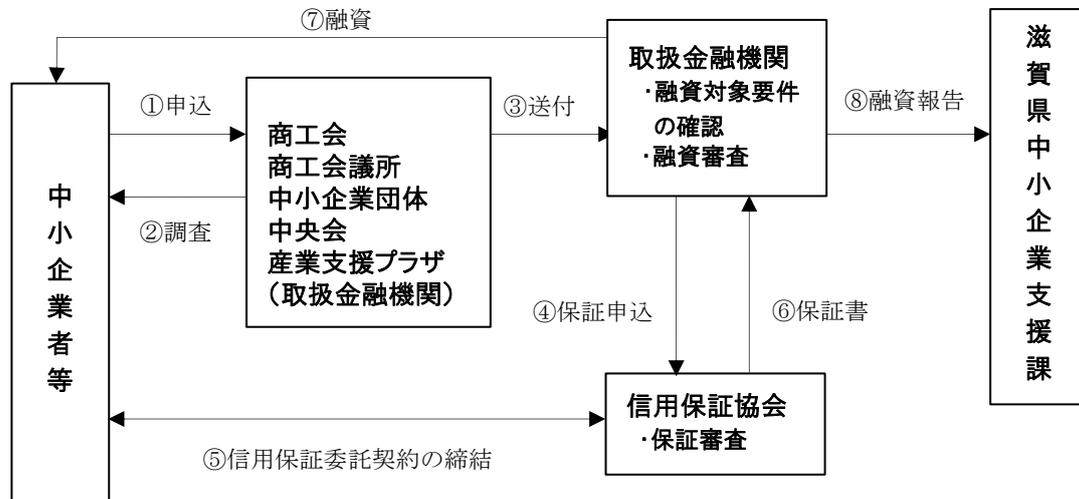
（特記事項）

上記資金の融資対象に該当しない場合でも、他の資金が活用できる場合があります。  
また、融資対象者であっても、金融機関や信用保証協会の審査により、ご希望に添えない場合があります。

令和7年4月1日現在

## 政策推進資金(事業承継枠) 融資の流れ

融資を希望される場合は、商工会・商工会議所・産業支援プラザ・中小企業団体中央会にお申し込みください。(一部、取扱金融機関に直接申し込んでいただく場合もあります。)



滋賀県では「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例」を制定し、中小企業の活性化を推進しており、この事業も、条例に基づき実施される中小企業活性化施策の一つです。

## しが金融ホットライン



融資に関するご相談など

中小企業の皆様の声をお聞きます！

また、県の融資制度等について

具体的な内容等をご説明します！

電話番号：077-528-3732

### ※留意事項

- 県が所管している融資制度等以外のご相談につきましては、内容に応じて、関係機関等を紹介させていただくことがあります。
  - 苦情等につきましては、お聞きした内容を今後の対応に反映させていただくほか、必要に応じ、関係機関へ情報提供や他機関の紹介をさせていただくことがあります。
- なお、個別のトラブル等につきましては、あっせん・仲介・調停を行うことはできませんので、ご了承ください。

### お問い合わせ先

滋賀県 商工観光労働部 中小企業支援課 金融支援係

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

TEL：077-528-3732

FAX：077-528-4871